

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案要綱

第一 戦没者等の遺族に対する援護の措置等

一 令和七年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十七万五千元、五年償還の国債を支給すること。（第一条関係）

二 特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更すること。（第一条関係）

三 令和十二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十七万五千元、五年償還の国債を支給すること。（第二条関係）

四 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この法律は、令和七年四月一日から施行すること。ただし、第一の三及び第二の二の一部について

は、令和十二年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第二条から第四条まで関係）